

福岡県公報

平成二十二年五月三十一日
第三千百十六号
増刊 ①

目次

規則(第二十七号)

福岡県後期高齢者医療財政安定化基金条例施行規則の一部を改正する規則

正誤 (医療保険課) …………… 一

正誤

福岡県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例(平成二十二年福岡県条例第七号) 中正誤 …………… 二

規則

福岡県後期高齢者医療財政安定化基金条例施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十二年五月三十一日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県規則第二十七号

福岡県後期高齢者医療財政安定化基金条例施行規則の一部を改正する規則

福岡県後期高齢者医療財政安定化基金条例施行規則(平成二十年福岡県規則第二十六号)の一部を次のように改正する。

附則第二項の次に次の三項を加える。

(準用)

3 第四条から第六条まで及び第十六条の規定は、条例附則第二項に規定する交付金(以下「附則交付金」という。)について準用する。この場合において、第四条中「法第百十六条第一項第一号」とあるのは「条例附則第二項」と、「場合は、特定期間の最終年度の知事が別に定める日まで」とあるのは「場合は」と読み替えるものとする。

る。

(附則交付金の額の減額等)

4 知事は、広域連合が次の各号のいずれかに該当するときは、附則交付金の額を減額し、又は交付を行わないことができる。

一 保険料収納必要額を不当に過大に見込んだこと又は予定保険料収納率を不当に過小に見込んだことにより、不当に過大な附則交付金の交付を受けようとしたとき。

二 医療費に要する費用の適正化又は予定保険料収納率の確保を図るための取組を怠ったことにより、附則交付金の額が不当に過大となるとき。

三 偽りその他不正の手段により、附則交付金の交付を受けようとしたとき。

四 この規則に規定する交付に係る手続を怠ったとき。

五 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認めるとき。

5 知事は、広域連合が次の各号のいずれかに該当するときは、附則交付金の全部又は一部について交付決定を取り消すことができる。

一 保険料収納必要額を不当に過大に見込んだこと又は予定保険料収納率を不当に過小に見込んだことにより、不当に過大な附則交付金の交付を受けたことが判明したとき。

二 偽りその他不正の手段により、附則交付金の交付を受けたことが判明したとき。

三 前項第四号に該当したとき。

四 附則交付金を保険料率の増加を抑制する目的以外に使用したとき。

五 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認めるとき。

附則

この規則は、医療保険制度の安定的運用を図るための国民健康保険法等の一部を改正する法律(平成二十二年法律第三十五号)の施行の日から施行する。

22 ・ 3 ・ 31	発行年月日
3092 増刊	番号 公報
条例	種類
7	番号 同上
8	ページ
	上
	下
6	行
	備考
第三十五号	正
第 二 号	誤

正
誤